

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

犯罪被害者等の公営住宅への入居について

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下「犯罪等」という。）により被害を被った者やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に係る総合的な施策を講ずることを目的として、犯罪被害者等基本法（平成一六年法律第一六一号）が公布・施行され、同法第一六条において、「犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定」を図るために「公営住宅への入居における特別の配慮」を行うこととされており、加えて、同法に基づき、第二次犯罪被害者基本計画（計画期間：平成二三年四月一日から平成二七年度末まで）が策定され、そのⅤ・第一・三 居住の安定（基本法一六条関係）において、「国土交通省において、引き続き犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等を実情に即し、更に推進する。」とされたところである。

また、平成二一年五月二六日には、総務省の「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」において、住宅の確保について勧告がなされた状況である。

上記の二点については、犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」（平成一七年一二月二六日国住総第一三七号）（以下、「通知①」という。）により、特段の配慮をお願いしているところであり、また、併せて、DV被害者の公営住宅における優先入居及び目的外使用について、「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成一六年三月三十一日付国住総第一九一号）（以下「通知②」という。）によることとされているところであるが、今般、当該両通知を以下のとおり改正するので、一層の配慮をお願いしたい。

なお、貴管内の事業主体に対しても、この旨周知されるようお願いする。

記

通知①の一部改正

通知①中

第二の五を次のように改める。

五 目的外使用に当たり、前記二の要件を満たす場合には、公営住宅を目的外使用させ

たときから一ヶ月以内に、別記様式により地方整備局長等（補助金適正化法第二六条第一項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、補助金適正化法第二二条に規定する承認があったものとして取り扱うこと。

別記様式一を削除し、別記様式二を別記様式とする。

通知②の一部改正

通知②中

第二の五を次のように改める。

五 目的外使用に当たり、前記二の要件を満たす場合には、公営住宅を目的外使用させたときから一ヶ月以内に、別記様式により地方整備局長等（補助金適正化法第二六条第一項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、補助金適正化法第二二条に規定する承認があったものとして取り扱うこと。

別記様式一を削除し、別記様式二を別記様式とする。